

〔論 説〕

金融商品に係る2つの予想損失モデル

根 岸 亮 平

1. はじめに

2000年代後半に発生した金融危機の影響を受けて、世界的に金融商品会計基準の見直しが行われてきた。その成果として、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) は2014年に国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standard: IFRS) 第9号を完成させ、米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB) は2016年に金融商品に係る一連のASC (Accounting Standards Codification) の改訂を行った⁽¹⁾。また、わが国でも企業会計基準委員会から2018年8月に「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」が公表され、世界的に金融商品会計基準の見直しの動きがみられる。

このような金融商品会計基準の見直しの一因として、金融商品に係る減損の会計処理 (減損モデル) が挙げられる。改訂前の各国の会計基準における減損モデルは、減損に関する客観的な証拠の存在などの事象をトリガーとして金融商品の減損を認識・測定するため、発生損失モデル (incurred loss model) と呼ばれてきた。しかしながら、発生損失モデルでは、減損のトリガーとなる事象が不明確であるため、減損の認識に主観性が介在してしまうこと、減損の認識が遅れてしまうことなどが問題視されていた。一方、IASBおよびFASBが新たに開発した減損モデルは、損失が予想される場合に、金融商品の減損を認識・測定するため、予想損失モデル (expected loss model) と呼ばれている。

しかしながら、IASBおよびFASBにおいて、それぞれ基準化された予想損失モデルには、会計処理上の差異が存在している。通常、ある会計処理に差異が生じる背景には、より上位の概念や考え方が異なっているためであると思われる。

そこで本稿では、IASBおよびFASBがいかなる概念や考え方にもとづき、差異を生じさせているのかを明らかにする。加えて、そもそもなぜ基準設定主体により概念や考え方が異なるのかという、金融商品に係る予想損失モデルに差異を生じさせる根本的な要因を探る。最終的に、そのような要因を前提として、あるべき金融商品に係る予想損失モデルについての検討を行う。

(1) 具体的には、以下の公表物により改訂を行っている。

- ・2016年1月 会計基準更新書 (Accounting Standards Update: ASU) 2016-01 「金融商品－全体 (Subtopic 825-10) : 金融資産及び金融負債の認識及び測定」
- ・2016年6月 ASU 2016-13 「金融商品－信用損失 (Topic 326) : 金融商品に関する信用損失の測定」
- ・2017年8月 ASU 2017-12 「デリバティブとヘッジ (Topic 815) : ヘッジ活動に関する会計処理の限定的改善」

具体的には、本稿の構成は次のとおりである。まず、第2節において現行会計基準における予想損失モデルを概観する。次に、第3節では基準間にみられる差異を整理し、差異を生じさせる考え方として各基準設定主体における減損モデルの目的との関係から検討を行う。そして、第4節において予想損失モデルの目的が異なる要因を前提として、あるべき金融商品に係る予想損失モデルの検討を行う。最後に、第5節において本稿の結論および今後の課題を示す。

なお、本稿の議論では、特に説明がない限り、減損の対象となる金融資産を対象としている。具体的には、契約上のキャッシュ・フローを回収する目的のビジネスモデルで保有され、契約により元本および利息がキャッシュ・フローが生じる金融資産を対象としている⁽²⁾。

2. 現行会計基準における2つの予想損失モデル

本節では、予想損失モデルが開発された経緯を整理した上で、IASBおよびFASBにより公表された現行会計基準であるIFRS9「金融商品」およびASC326「金融商品－信用損失」における予想損失モデルについて概観する。

(1) 予想損失モデル開発の背景および動向

IASBおよびFASBは、2008年に世界的な金融危機により生じた会計上の問題点を検討するために、金融危機諮問グループ（Financial Crisis Advisory Group: FCAG）を組織した。FCAGは、金融資産に係る損失の認識の遅れ、および多様な減損モデルの複雑性を識別し、当時採用されていた発生損失モデルに代わる新たな減損モデルの開発を提言した（FCAG 2009, p.7）⁽³⁾。

さらに、G20および金融安定理事会（FSB）などの提言を受けて、IASBおよびFASBは新たな減損モデルの開発を含む金融商品会計基準の全体的な見直しを開始した。図表1は、IASBおよびFASBにおける予想損失モデル開発の動向を要約したものである⁽⁴⁾。

それぞれの基準設定主体により、最初に公表されたED(2009)およびPASU(2010)は大きく異なる減損モデルであったため、それらに対して提出されたコメントの多くは、金

-
- (2) このような条件にあてはまる当該金融資産は、通常、償却原価で測定されることになる（IFRS9, par.4.1.2）。なお、FASBでは、このようなビジネスモデルやキャッシュ・フローの特性に基づく分類はFASB(2013)まで検討されたものの、最終的には棄却されている（FASB 2016a, BC41-45）。
- (3) 当時、発生損失モデルについて、以下の問題点が識別されていた（ED (2009), par.BC11）。
- (a) 当初の予想損失が考慮されないことにより、利息収益が構造的に過大計上される
 - (b) 信用リスクの変動ではなく、ハードルに基づいて発生損失が認識されることにより、認識の遅延およびクリフ・エフェクトが生じる
 - (c) 貸付金などの金融商品の価格決定および金融機関のリスク管理と整合していない
 - (d) ハードルのばらつきにより、損失がいつ発生したのか不明確である
 - (e) 当初の予想が変わっていなくても、損失が認識されてしまう
 - (f) 減損損失をどの時点で戻し入れるかが不明確である
- (4) 予想損失モデル開発の歴史的な経緯の詳細については、Hashim, Li and O'Hanlon (2015) および Hashim, Li and O'Hanlon (2016) を参照

図表1 IASB および FASB における予想損失モデル開発の動向

	IASB	FASB	備 考
2009年11月	ED(2009) 公表	—	
2010年5月	—	PASU(2010) 公表	
2011年1月	SD(2011) 公表		それぞれの当初の公開草案を基礎として共同で公表
2011年5月～ 2012年7月	3 bucket モデルの検討		
2012年12月	—	PASU(2012) 公表	現在予想信用損失モデルの提案
2013年3月	ED(2013) 公表	—	予想信用損失モデルの提案
2014年7月	IFRS9 公表	—	予想信用損失モデルを採用
2016年6月	—	ASC326 公表	現在予想信用損失モデルを採用

IFRS9, pars.BC5.82-BC5.117 および ASC326, pars.BC14-31 より筆者作成

融商品に係る減損モデルについてコンバージェンスを達成することを希望していた (IFRS9, par.BC5.110)。それを受け、両基準設定主体はSD(2011)を共同で公表し、2012年半ばまで3 bucket モデルという共通の減損モデルの検討を行っていた。

しかし、FASBは、3 bucket モデルに対する利害関係者からのフィードバックを受けて、代替的な減損モデルを単独で再検討することを決定し、PASU(2012)を公表した(ASC326, par.BC25)。一方、IASBも単独で減損モデルを開発することになり、ED(2013)を公表した。最終的には、これらの公開草案をもとに、IASBは2014年にIFRS9「金融商品」を公表し、FASBは2016年にASC326「金融商品－信用損失」を公表した。

(2) IFRS9における予想損失モデル (ECL モデル)

IFRS9における予想損失モデルは、予想信用損失モデル (Expected Credit Loss Model: ECL モデル) と呼ばれている。ECL モデルは、償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産などに適用される (IFRS9, pars.5.5.1)。

IFRS9では、ECL モデルの対象となる金融資産を信用リスク悪化の程度に応じて3つのステージに区分し、当該区分にもとづいて計上される予想損失を規定している。具体的には、ステージ1 (信用リスクが当初認識以降に著しく悪化していない金融資産) においては、12か月の予想信用損失を認識・測定し、ステージ2 (信用リスクが当初認識以降に著しく悪化している金融資産) およびステージ3 (減損の証拠が存在する金融資産) においては全期間の予想信用損失を認識・測定する (IFRS9, pars.5.5.3 and 5.5.5)。

ここで、全期間の予想信用損失とは、当該期間に生じ得る債務不履行事象による損失であり、12か月の予想信用損失とは、全期間の予想信用損失のうち、12か月以内に生じ得る債務不履行事象による損失を表している (IFRS9, pars.B5.5.28 and Appendix A)。

(3) ASC326における予想損失モデル (CECL モデル)

ASC326における予想損失モデルは、現在予想信用損失モデル (Current Expected Credit Loss Model: CECL モデル) と呼ばれている (ASC326, par.BC25)。CECL モデルは、償却原価で測定される金融資産などに適用される (ASC326-20-15-2)⁽⁵⁾。

CECLモデルは、ECLモデルとは対照的に、ステージに区分されていない単一の認識・測定モデルである。すなわち、CECLモデルの対象となる金融資産について、当初認識時から契約期間にわたる予想損失が認識・測定される(ASC326-20-30-6)。ここで、契約期間にわたる予想損失とは、金融商品の残存期間において回収できないと予想される契約上のキャッシュ・フローの見積りである。金融資産の償却原価から当該予想損失を引当金として控除することにより、金融資産から回収できると予想される純額を反映する(ASC326-20-30-1)。

(4) 小括

両基準設定主体における減損モデルは、多くの共通点を有している。まず、予想損失を認識するための閾値を排除し、減損の発生を示すトリガーを必要としていない。そのため、当初認識時から予想損失を認識することになる。次に、認識された予想損失は、当初認識後の信用リスクの変動を反映するために、各報告日において更新される。そして、予想損失の測定にあたっては、過去、現在のみならず将来の合理的かつ裏付けある情報を参照する(IFRS9, par.5.5.17: ASC326-20-30-7)。そのため、IFRS9およびASC326における減損モデルは、企業の金融資産に係る予想損失について、財務諸表利用者により有用な情報を提供するために開発された予想損失モデルであると考えられている(ASC326, par. BC131a)。

しかしながら、図表2の通り、IFRS9およびASC326における予想損失モデルには差異もみられる。次節では、両基準間の主要な差異と、それを生じさせていると考えられる金融商品に係る減損モデルの目的について検討を行う。

図表2 IFRS9 および ASC326 における予想損失モデルの概要

		ステージ1	ステージ2	ステージ3
IFRS9 ECL モデル	予想損失	12か月の予想損失	全期間の予想損失	全期間の予想損失
	利息収益	償却原価の総額により算定	償却原価の総額により算定	償却原価の純額により算定
ASC326 CECL モデル	予想損失	全期間の予想損失		
	利息収益	償却原価の総額により算定		

IFRS9, pars. 5.4.1, 5.5.3 and 5.5.5 および ASC326-20-30-6, and 326-20-35-10 より筆者作成

3. 基準間の差異と金融商品に係る減損モデルの目的

前節で示したようにIASBおよびFASBにおける減損モデルは多くの共通点を有し、ともに予想損失モデルであると考えられている。しかしながら、予想損失の認識・測定において会計処理の違いがみられる。

そこで本節では、まず予想損失モデル間の主要な差異を整理する。そして、そのような会計処理の違いを生み出していると考えられる、金融商品に係る減損モデルの目的から議

(5) ASC326では、IFRS9とは異なり、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産には、別の減損モデルが適用される(ASC326-30)。本稿では、当該減損モデルについては扱わない。

論を展開していく。

(1) 予想損失の認識・測定に係る主要な差異

IFRS9 および ASC326 の主要な差異は、まず金融資産の当初認識時にあらわれる。IFRS9 においては、通常、金融資産は当初認識時にステージ1に区分され、12か月の予想損失が費用として計上される。当初認識以降に信用リスクの変動がなければ、各報告日における12か月の予想損失が計上され続けることになる。一方、ASC326 においては、当初認識時から各報告日における全期間の予想損失が計上される。そのため、ASC326 において計上される予想損失は、構造的にIFRS9より大きくなる傾向にある。

当該差異を生み出しているのは、IFRS9における信用リスク悪化の程度にもとづくステージ区分である。IFRS9では、ステージ2に区分された場合から全期間の予想損失が計上されるため、当初認識時以降に信用リスクが著しく悪化した場合に計上される予想損失の差異が解消されることになる。

このようにIFRS9は、当初認識時以降の相対的な信用リスクの変動に応じて、異なる減損の認識・測定モデルを適用している。このようなアプローチは、相対的アプローチ (relative approach) と呼ばれ、対照的に絶対的な信用リスクの変動に応じて減損を認識・測定するモデルは絶対的アプローチ (absolute approach) と呼ばれる。ASC326は、当初認識時の信用リスクに関わらず、信用リスクの変動に応じた全期間の予想損失を認識するため、絶対的アプローチ⁽⁶⁾を採用していることになる。

このように、当初認識時に計上される損失、および信用リスクの変動に対するアプローチにおいて、両者の差異が見られる。そこで以下では、それぞれの基準設定においてどのような目的が想定されているのか、また、それぞれの目的が会計処理の差異を生じさせる根本的な差異であるのかを検討する。

(2) IASB における予想損失モデルの目的

まずIASBは、金融商品に係る減損モデルの目的として、企業の金融資産に係る予想損失に関して、より有用な情報を財務諸表利用者に提供し、将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性に関する評価に役立てること挙げている (IFRS9, par.BCE96)。そのうえで、減損モデルの開発にあたり、以下の点を重視している (IFRS9, par.BC5.84)。

- (a) 企業が金融商品の価格付けを行う際には、要求する利回りに、当初の予想信用損失への補償が反映される。そのため、当初認識時に経済的損失は発生していない。
- (b) ほとんどの金融商品については、取引価格がその後の期間における予想信用損失の変動について調整されることはない。そのため、当初認識以降の予想損失の変動は、経済的損失である。

(6) または、すべての金融資産に関して全期間の予想損失を計上する場合を単純化したアプローチ (simplified approach) と呼び、信用リスクが一定の水準よりも高いすべての金融資産に関して全期間の予想信用損失を計上する場合を絶対的アプローチと呼び区別する場合がある (IFRS9, fn.48)。

このようにIASBは、金融資産に係る予想損失のうち、(a)当初認識時の予想損失と、(b)当初認識以降の予想損失の変動とは本質的に異なるものであると捉え、(a)は実効金利に反映させることで金融資産の残存期間にわたり配分し、(b)は発生した期間に計上するべきであると考えている。当初提案されたED(2009)はこのような会計処理を反映しており⁽⁷⁾、現在でもIASBはED(2009)が最も忠実に表現するモデルであると考えている(IFRS9, par.BC5.88)。ED(2009)の減損モデルでは、利息収益または利息費用を金融商品の予想期間にわたり配分し、金融商品の実効利回りに関する情報を提供することを目的としており(ED(2009), par.3)、「金融資産の収益性」を忠実に表現することが念頭に置かれている。しかしながら、ED(2009)は、いくつかの重要な実務上の課題⁽⁸⁾が指摘されたため棄却されたため、IFRS9ではED(2009)に近似させることが念頭に置かれている(IFRS9, par.BC5.91)。

具体的には、IFRS9では、金融資産の存続期間にわたり少なくとも12か月の予想損失が計上されるため、ED(2009)における当初の予想損失に係る信用リスクについての実効金利の調整という会計処理の代用として機能することとなる(IFRS9, par.BC5.135 (b))。また、当初認識以降に信用リスクが著しく悪化した場合にのみ、全期間の予想損失を計上することのため、(b)に係る当初認識以降の予想損失の変動を表現することになる。これらにより、当初認識以降に信用リスクが著しく増大した金融商品とそうでない金融商品とを明確に区別できるようになり、報告される予想損失が実効リターンおよび信用リスクの変動をより適切に反映することができる(IFRS9, par.BC5.135 (d))。

(3) FASBにおける予想損失モデルの目的

FASBの減損モデルもまた、報告日に保有する金融資産に係る予想損失について意思決定に有用な情報を財務諸表利用者に提供するという財務報告の目的にもとづいている(ASC326, par.BC3)。そして、従来の会計基準と比較して以下の点に関心が向けられている(ASC326, par.BC3)。

- (a) 閾値が設定されていることにより、損失の認識の遅延が生じる。そのため、将来の損失が予想されていたとしても、損失を認識しないことがある。
- (b) いつ閾値を超えたのかについて多様性がある(そのため、企業により損失を認識するタイミングがバラバラになってしまう)。

FASBにおける予想損失モデルでは、(a)損失の認識の遅れは当初認識時から全期間の予想損失を認識することにより低減され、(b)閾値の多様性は絶対的な信用リスクの変

(7) ED(2009)では、企業は償却原価の測定を、(信用調整後の)予想キャッシュ・フローを当初の信用調整後の実効金利(すなわち、当初の予想信用損失について調整した実効金利)で割り引いて行うべきだと提案しており、予想信用損失に不利な変動が生じた場合にのみ減損が生じる(ED(2009), pars.3-10)。

(8) たとえば、ED(2009)について以下の課題が指摘された(IFRS9, par. BC5.89)。

- (a) すべての金融商品について予想キャッシュ・フローの全額を見積ること
- (b) 当該キャッシュ・フロー見積りに信用調整後の実効金利を適用すること
- (c) 予想信用損失の当初の見積りに関する情報を維持すること

動にもとづいて損失を認識することにより解消されうる。そのため、予想損失モデルに保有する「金融資産の回収可能性」に対する経営者の期待を反映させることを決定したという（ASC326, par.BC46）。

これにより FASB は、より早期の損失の計上、および報告日において保有される金融資産に係る予想損失について透明性を確保することができると考えている（ASC326, par.BC7）。

(4) 小括

これまでみてきたように、減損モデルが財務諸表利用者に有用な情報を提供するという目的では一致しているものの、IASB および FASB における2つの予想損失モデルの会計処理には差異が存在している。当該差異は、それぞれの基準設定主体により想定されている予想損失モデル自体の目的に根ざしたものであると考えることができる。

すなわち、IFRS9 において、ED(2009) を理想的な予想損失モデルとして、当初認識時に12か月の予想損失を計上し、当初認識時以降の相対的な信用リスクの変動により全期間の予想損失を計上するのは、当初認識時の予想損失と当初認識以降の予想損失とを区別し、「金融資産の収益性」を忠実に表現するという考え方にもとづいている。

一方、ASC326 では、当初認識時から全期間の予想損失を計上し、絶対的な信用リスクの変動を各報告日における予想損失に反映させるのは、損失の認識遅延および閾値の多様性を解消することに関心が向けられ、「金融資産の回収可能性」を反映させることが念頭に置かれている。

このように、IASB と FASB における2つの予想損失モデルの差異は、各基準設定主体の想定する「金融資産の収益性」および「金融資産の回収可能性」という2つの目的により一定程度説明しうると考えられる。ここで考えなければならないことは、なぜ基準設定主体ごとに、そのような違いが生じるのかということである。次節では、そのような問題意識を踏まえ、金融商品に係る予想損失モデルについて検討を行う。

4. 金融商品に係る予想損失モデルの検討

前節の通り、金融商品に係る2つの予想損失モデルに対して、それぞれの基準設定主体が想定する目的は異なっていた。それでは、なぜ基準設定主体ごとに目的は異なるのか。本節ではまず、金融商品に係る減損モデルに差異を生じさせる根本的な要因を探る。そして、そのような要因を前提として、金融商品に係る予想損失モデルについての検討を行う。

(1) 予想損失モデルに差異を生じさせる要因

2つの予想損失モデルは、ともに財務諸表利用者にとって意思決定に有用な情報を提供することを目的として開発された減損モデルである。しかしながら、以下のように、異なる予想損失モデルの目的によって、減損モデルの目的を達成しようとしている。

IASB における予想損失モデルの目的は、「金融資産の収益性」に関心が向けられているため、信用リスクが悪化するまでは収益と費用の対応関係を表現するために、12か月の予想損失が計上される。企業が行うビジネスモデルの収益性をより効果的に評価すること

に資するため、企業の業績（performance）に関して意思決定有用性が高い情報が提供されると考えられる。

一方、FASBにおける予想損失モデルの目的は、「金融資産の回収可能性」に関心が向けられているため、各報告日において即時に全期間の予想損失が計上される。このような情報は、企業が回収できないと予想する金額を引当金として、貸借対照表に反映することになるため、企業の債務返済能力（solvency）について評価を行う財務諸表利用者にとっては、目的適合性のある情報が提供されると考えられる。

それでは、予想損失モデルに対する目的がなぜ相違しているのかについて、それぞれの基準設定主体は以下のように分析している（IFRS9, BC5.116; ASC326, par.BC129）。

- (a) 米国における作成者が損失評価引当金にどのように適用するのかの出発点が、IFRSによる作成者の出発点と異なっている。
- (b) 米国において、健全性規制当局と損失評価引当金との役割の間の相互関係が歴史的に強い。
- (c) 米国における財務諸表利用者の多くが、貸借対照表上の損失評価引当金の適切性を重視している。

この分析結果は、それぞれの前提条件が異なっているため、予想損失モデルに対する目的が異なるということを示している。すなわち、IASBおよびFASBのそれぞれの予想損失モデルそれ自体は、それぞれの目的において目的適合的であるかもしれないが、それぞれの環境や実際リスク管理やビジネスモデルのあり方などの前提条件が異なる場合には、経済的実態について忠実な表現を行うことが困難であること示唆している。そのため、たとえいずれかの予想損失モデルによりコンバージェンスを達成していたとしても、それらの前提が異なる場合には、財務諸表の利用者や作成者により多くのコストが必要となる。結果として、会計基準が経済的実態を歪めてしまうこととなり、目的適合性を欠く情報を提供することになってしまう可能性がある。そのため、異なる目的のもとで2つの予想損失モデルが基準化されたと考えることができる。

以上のことから、IASBおよびFASBにおける、これまでの金融商品に係る予想損失モデル基準化の経緯を踏まえると、予想損失モデルの検討にあたっては、目的適合的な情報の提供という観点とともに、前提条件にもとづいてコスト・ベネフィットを考慮しつつ忠実な表現を行うことが必要であろう。実際、IASBにおいて、ED(2009)が理想的な減損モデルとされながらも基準化に至らなかったのは、実務上の課題というコストが目的適合性というベネフィットを正当化できなかったことを示唆している。これは、金融商品に係る減損モデルのみならず、他の会計基準にもあてはまることである。したがって、このような前提のもとに会計処理の検討を行うことには一定の合理性があると思われる。

したがって、本節では、忠実な表現やコスト・ベネフィットを満たすようなあるべき予想損失モデルを検討していくこととする。

(2) あるべき予想損失モデルの検討

①金融商品に係る予想損失モデルの目的

上記のように、それぞれ予想損失モデルの目的は、それぞれの前提条件において目的適合的であるため、どちらが有用であるかは利用者により異なる。そのため、目的適合性のみにより、一概にその優劣を論ずることはできない。このときに重要となるのは、前提条件の1つであり、各基準設定主体により差異が生じることのない金融資産のビジネスモデル⁽⁹⁾について、コスト・ベネフィットを考慮しつつ、いかに忠実に表現するのかという観点である。

通常、減損の対象となる金融資産は、契約により元本および利息がキャッシュ・フローが定められており、契約のキャッシュ・フローを回収するというビジネスモデルで保有される。当該ビジネスモデルにおいて期待されていることは、負担する信用リスクに見合うリターンの獲得であり、信用リスクとそれに対するリターンが適切に(対応関係によって)表現されないことは、前提となる企業のビジネスモデルを歪めてしまい、結果として、企業の業績や財政状態を忠実に表現しないと考える。したがって、減損の対象となる金融資産に対して当初期待したビジネスモデルが維持されている状況においては、そのような信用リスクに対するリターンの収益性が適切に表現されるべきであろう。

しかしながら、通常、金融資産が減損した場合には、当初期待した金融資産の回収可能性が不確実となり、(多くの場合はポートフォリオベースで)債務者から定期的な支払を受けるという当初期待した受動的なビジネスモデルから、(多くの場合は個別ベースで)当該金融資産の全部または一部の回収という能動的なビジネスモデル⁽¹⁰⁾へと変化すると考えられる。そして、能動的なビジネスモデルに変化した場合には、当初期待した金融資産の収益性ではなく、金融資産の回収可能性に関心が向けられるであろう。また、企業が当初期待したビジネスモデルから変化が生じているため、異なる目的のもとで異なる会計処理を行うことには一定の合理性があると思われる。

以上のことから、コスト・ベネフィットを考慮しつつ企業のビジネスモデルを忠実に表現するという観点から考えると、金融資産のビジネスモデルが、当初期待した信用リスクに見合うリターンの獲得という受動的なビジネスモデルである場合には「金融資産の収益性」を表現することを目的とし、当初の期待から外れ金融資産の全部または一部の回収という能動的なビジネスモデルへと変化した場合には「金融資産の回収可能性」を表現する

(9) 会計上、ビジネスモデルという用語は、多義的に用いられている。たとえば、ビジネスモデルは以下の4つに分類される(EFRAG 2015, par.23)。

- (a) 価格変動型ビジネスモデル (the price change business models)
- (b) 移転型ビジネスモデル (the transformation business models)
- (c) 長期投資型ビジネスモデル (long-term investment business models)
- (d) 負債対応型ビジネスモデル (the liability driven business models)

これらのビジネスモデルのうち、減損の対象となる金融商品は、(c)長期投資型ビジネスモデルに該当する。

(10) たとえば、担保権の行使(例えば、不動産に関する抵当権の実行、担保契約による資産の差押え)などの手段の検討または実行、資産の不稼働を回避または解消するための債務再編、信用リスクに係る債務契約条項の違反次第で行使可能となるコール・オプションの行使、あるいは、担保とされていない金融資産からのキャッシュ・フローを郵便、電話または他の方法で債務者への接触による回収などがある(SD 2011, par. B3)。

ことを目的とするべきであろう。

②金融資産に対する区分

このようなビジネスモデルの変化を表現するためには、減損の対象となる金融資産について当初期待したビジネスモデルが達成されているかを判断する区分が必要となる。このとき、当該区分が相対的アプローチによるべきか、絶対的アプローチによるべきかが問題となる。

通常、企業は金融資産のプライシングを行う際には、その信用リスクに応じた補償としてリスク・プレミアムを設定する。したがって、当初認識時の信用リスクは取引価格に織り込まれており、当該リスクが非常に高い場合であっても、それだけで損失は生じてはいないことになる。絶対的アプローチによる場合、当初期待したビジネスモデル通りであるのにもかかわらず、信用リスクが高いことにより損失を認識してしまう可能性がある。そのため、相対的アプローチを採用することには一定の合理性がある。

しかしながら、相対的アプローチの場合、同一の企業に対する複数の金融資産について、異なる会計処理が適用される可能性がある。たとえば、経営難に陥っているある会社が発行する債券について、ある債券には全期間の予想損失の一部の予想損失を認識・測定し、別の債券には全期間の予想損失を認識・測定するという状況が想定される。当然、それぞれの当初認識時点の信用リスクに応じて債券のプライシングがなされるが、同一企業からの回収することができるキャッシュ・フローは限られているため、相対的アプローチのみにより異なる減損の認識・測定モデルを適用することには限界があると思われる⁽¹¹⁾。

また、相対的アプローチによる場合、当初認識以降の信用リスクの追跡が必要となるため、基本的にすべての金融資産に係る信用リスクについて当初認識時からモニタリングを行うというコストが生じる。このような当初認識以降の信用リスクの追跡は実務にもとづいておらず、その適用に懸念が寄せられている（全国銀行協会 2013, pp.4-5）。

以上のことから、絶対的アプローチによりビジネスモデルの変化を表現するべきであると思われる。金融資産のビジネスモデルは、単なる主張ではなく事実の問題であり、企業活動を通じて観察可能である（IFRS9, par.B4.1.2B）。絶対的アプローチを適用することにより、企業間の比較可能性が高まり、有用な情報が提供できると考えられる。

③当初認識時の予想損失

このような絶対的アプローチによるそれぞれのビジネスモデル区分において、いかなる損失を計上するべきであろうか。まず、当該金融資産の全部または一部の回収という能動的なビジネスモデルに変化している場合には、「金融資産の回収可能性」を表現するために、全期間の予想損失を認識することが適切であると考えられる。

一方、当初期待した通りに債務者から定期的な支払を受けるという受動的なビジネスモデルにおいて損失を計上する場合には、初日損失（Day 1 Loss）という問題が生じる。初

(11) また、相対的アプローチによる場合、企業によって区分が異なるため、金融商品に係る減損が多様に認識されてしまうという発生損失モデルと同様の問題を生じさせてしまう。したがって、相対的アプローチを適用する場合でも、何らかの絶対的な指標を併用する必要があるであろう。

日損失を計上すると、金融資産に係る予想損失の過大表示と、当該金融資産の過小表示を生じさせてしまう。結果として、当初認識時の金融資産の帳簿価額が公正価値を下回ることになり、独立第三者間の取引の取引価格が公正価値になるという経済的実態の前提から乖離することになる。また、金融資産は当初認識時に公正価値で認識すべきであるという規定と整合しないことになる⁽¹²⁾。適切にプライシングが行われている限り、金融資産の取引価格はその公正価値と一致しているはずであり、金融資産の経済的実態を忠実に表現するためには、基本的に、当初認識時に損失は認識されるべきではないと考えられる。

しかしながら、当初期待した通りに債務者から定期的な支払を受けるという受動的なビジネスモデルにおいて損失を計上しない場合には、利息の過大表示をもたらし、利息と収益との対応関係によるビジネスモデルの収益性を表現することができない。また、ビジネスモデルが変化するまで損失を認識しないことは構造的な損失の認識の遅延をもたらし、結果として発生損失モデルと同様の減損モデルとなってしまう。

そのため、当初期待した通りに債務者から定期的な支払を受けるという受動的なビジネスモデルにおいては 12 か月の予想損失を計上するべきであると考えられる⁽¹³⁾。通常、会計期間が 1 年であることを前提とすると、今後 12 か月間に見込まれる信用リスクに係る予想損失を各報告日に計上すると、年間の利率で計上される利息収益とが対応することになる。また、継続企業としての能力を評価する際にも、経営者は少なくとも 12 か月以上の期間を対象とすることが求められている (IFAC 2008, par.13)。このため、当初認識時から 12 か月の予想損失を計上することには、一定の合理性があると考えられる⁽¹⁴⁾。

(3) 小括

本節の検討の通り、IASB および FASB において異なる 2つの予想損失モデルが存在しているのは、それぞれの環境や実際のリスク管理やビジネスモデルのあり方などの前提条件が異なっているためであり、どちらの予想損失モデルもそれぞれの目的において目的適合的である。そのため、目的適合性という観点のみでは、どちらが財務諸表利用者にとって有用であるかという議論は、一概に論じることはできない。

そのため本節では、目的適合性に加え、コスト・ベネフィットを考慮しつつ、各基準設定主体により差異が生じることのない金融資産のビジネスモデルについて、いかに忠実に表現するのかという観点に立ち、金融商品に係る減損の目的、金融資産に対する区分、および当初認識時の予想損失という論点について、あるべき予想損失モデルの検討を行った。

その結果、絶対的アプローチにより、受動的なビジネスモデルから能動的なビジネスモデルに変化したと判断された場合に、12 か月の予想損失を認識し、「金融資産の収益性」を忠実に表現することを目的とした予想損失モデルではなく、全期間の予想損失を認識し、

(12) たとえば IFRS9, par.5.1.1

(13) この他に、SD(2011)で提案されたように、予見可能な期間の予想損失を計上する方法や、当初の予想損失を配分するという方法が考えられる。しかしながら、これらの方法については、財務諸表作成者に過大なコストを負担させることになると思われる。

(14) IFRS9 においても 12ヶ月の予想損失が認識されるが、IASB はコスト・ベネフィット以外に、12 か月という対象期間の概念的な論拠はないと考えている (IFRS9, par.BC5.195)。

「金融資産の回収可能性」を忠実に表現することを目的として予想損失モデルを適用すべきであるという結論に達した。

5. おわりに

本稿は、IASB および FASB の現行会計基準に示されている2つの予想損失モデルについて、その差異および要因を明らかにし、あるべき予想損失モデルについて検討を行った。

IASB と FASB における2つの予想損失モデルにみられる会計処理の差異は、各基準設定主体が想定した「金融資産の収益性」および「金融資産の回収可能性」という2つの目的により一定程度説明することができた。そして、それらの目的が異なっていた要因としては、それぞれの異なる前提条件が考えられ、このことは目的適合性のみならず、コスト・ベネフィットを考慮しつつ、いかに忠実な表現を達成するのかという観点からも予想損失モデルを検討すべきであることを示唆していた。

そのため、本稿では当該観点から検討を行い、当初は「金融資産の収益性」を忠実に表現する予想損失モデルを適用し、ビジネスモデルが変化した場合には「金融資産の回収可能性」を忠実に表現する予想損失モデルを適用すべきであるという結論を示した。

しかしながら、本稿の分析および検討では、あるべき予想損失モデルの検討にあたって、最も重要と考えられる論点について検討を行ったが、減損モデルという概念上の議論に留まっている。本稿の結論として得た予想損失モデルを、具体的な会計処理として落とし込むためには、より詳細かつ包括的な論点についての検討が必要であろう。この点については、今後の検討課題としたい。

〔参考文献〕

- European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG). 2015. *Getting a Better Framework-Profit or Loss versus OCI Bulletin*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2010. *Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities: Financial Instruments (Topic 825) and Derivatives and Hedging (Topic 815)*. Proposed Accounting Standards Update. (PASU (2010))
- . 2012. *Financial Instruments—Credit Losses (Subtopic 825 - 15)*. Proposed Accounting Standards Update. (PASU (2012))
- . 2013. *Financial Instruments—Overall (Subtopic 825 - 10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities*. Proposed Accounting Standards Update.
- . 2016 a. *Financial Instruments—Overall (Subtopic 825 - 10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities*. Accounting Standards Update No. 2016-01.
- . 2016b. *Financial Instruments—Credit Losses (Topic 326): Measurement of Credit Losses on Financial Instruments*. Accounting Standards Update No. 2016-13. (ASC326)

- Financial Crisis Advisory Group (FCAG). 2009. *Report of the Financial Crisis Advisory Group*.
- Financial Stability Forum (FSF). 2009. *Report of the FSF Working Group on Provisioning*.
- Group of Twenty (G 20). 2009. *Declaration on Strengthening the Financial System*. (Retrieved November 7, 2018, from <http://www.g20.utoronto.ca/2009/2009ifi.pdf>)
- Hashim, N., O'Hanlon, J., and Li, W. 2015. *Expected-loss-based Accounting for The Impairment of Financial Instruments: The FASB and IASB IFRS 9 Approaches*. European Parliament Commissioned Report.
- , ——, and ——. 2016. Expected-loss-based Accounting for Impairment of Financial Instruments: The FASB and IASB Proposals 2009–2016. *Accounting in Europe* 13 (2), 229-267.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2003. *Financial Instruments: Recognition and Measurement*. International Accounting Standard 39. (企業会計基準委員会・財務会計基準機構日本語訳監修。(2005).『国際財務報告基準書 (IFRSs) 2004』レクシスネクシス・ジャパン。) (IAS39 (2003))
- . 2009a. *Financial Instruments–Recognition and Measurement: Comparison between possible impairment approaches*. Staff Paper Agenda ref 5D.
- . 2009 b. *Financial Instruments: Recognition and Measurement (Measurement Methods: Amortised Cost)*. Agenda Paper 14.
- . 2009 c. *Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment*. Exposure Draft. (ED (2009))
- . 2011. *Financial Instruments: Impairment*. Supplement to ED/2009/12 Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment. (SD (2011))
- . 2013. *Financial Instruments: Expected Credit Losses*. Exposure Draft. (ED (2013))
- . 2014. *Financial Instruments*. International Financial Reporting Standard No.9. (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳。(2015).『国際財務報告基準 (IFRS) [特別追補版] 改訂 IFRS 第 9 号「金融商品」』中央経済社。) (IFRS9)
- International Federation of Accountants (IFAC). 2008. *Going Concern*. International Standard on Auditing 570.
- 企業会計基準委員会. 2008. 『企業会計基準第 10 号 金融商品に関する会計基準』.
- . 2018. 『金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集』.
- 全国銀行協会. 2013. 『国際会計基準審議会 (IASB)「公開草案 (金融商品: 予想信用損失)」に対する意見について』.

(2018.11.14 受稿, 2019.2.25 受理)

〔抄 録〕

本稿は、IASB および FASB における 2 つの予想損失モデルについて、その差異および要因を明らかにし、あるべき予想損失モデルについて検討を行っている。それら 2 つの予想損失モデルにみられる会計処理の差異は、各基準設定主体が想定した「金融資産の収益性」および「金融資産の回収可能性」という異なる目的により一定程度説明することができる。それらの目的が異なっていた要因としては、それぞれの異なる前提条件が考えられ、このことは目的適合性のみならず、コスト・ベネフィットを考慮しつつ、いかに忠実な表現を達成するののかという観点からも予想損失モデルを検討するべきであることを示唆している。そのため、本稿では当該観点から検討を行い、当初は「金融資産の収益性」を忠実に表現する予想損失モデルを適用し、ビジネスモデルが変化した場合には「金融資産の回収可能性」を忠実に表現する予想損失モデルを適用するべきであるという結論を示している。